

## 予定価格事前公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札・契約手続の透明性の一層の向上を図るため、競争入札における予定価格の事前公表（以下「事前公表」という。）に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表の対象は、合志市契約事務規則（平成18年合志市規則第37号。以下「規則」という。）第8条により定められた予定価格の額が130万円を超える建設工事及び、50万円を超える建設工事に係る業務委託（事前公表を行うことが適当でないと市長が認める建設工事及び建設工事に係る業務委託を除く。）とする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表における予定価格の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とし、併せて消費税及び地方消費税相当額を除いた入札書比較価格を公表する。

(事前公表の時期)

第4条 事前公表は、規則第3条に規定する入札の公告をするときに行うものとする。

(事前公表の方法)

第5条 事前公表は、合志市ホームページ及び管財課において公告を行うものとする。

(予定価格調書の開封)

第6条 入札執行者は、事前公表をしようとするときに、予定価格調書を開封するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、事前公表に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 1 年 10 月 24 日から施行する。